

市民生活・環境関係

件 名	環境指導員について
内 容	<p>自治会長推薦で環境指導員という方に、年間 25,000 円が支払われているのは、税金の無駄遣いなので制度を廃止してほしい。</p> <p>七次台中学校のトイレ改修や小学校の夏休み中プール解放について、予算の関係で延期等になったと聞きました。七次台中学校のトイレ改修や小学校の夏休み中プール解放など子供達のために税金を使ってほしい。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政に対して御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>はじめに、御意見をいただきました生活環境指導員についてお答えします。</p> <p>生活環境指導員は、「白井市廃棄物の減量および適正化处理に関する条例」に基づき一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策への協力その他の活動を行っていただくため、市長が委嘱している非常勤の職員であり、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項の規定により、同条例に定められた報酬「年額 25,000 円」を支給しております。</p> <p>生活環境指導員の方々には、同条例に規定された業務を担っていただいております、主な業務は次のとおりとなっております。</p> <p>(1)集積所における廃棄物の排出指導及び指導内容を毎月始めに指導表により市へ提出すること。</p> <p>(2)廃棄物の不法投棄を市に通報し、また、状況について、毎月始めに観察表を提出し、市に情報を提供すること。</p> <p>(3)生活排水対策の啓発に関すること。</p> <p>(4)その他市が実施する清掃思想の普及及び不法投棄の防止策に積極的に協力すること。</p> <p>このように、生活環境指導員の方々には、地域の環境美化に欠かせない役割を担っていただいているところであり、委嘱にあたっては、業務の重要性や業務内容等について御説明させていただいているところですが更に徹底を図ってまいります。</p> <p>要望書にありました生活環境指導員の廃止については、現在のところ考えておりませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>次に七次台中学校のトイレ改修工事につきましては、重要な財源としていた「国の補助金」の確保ができずに工事を見送ることといたしました。</p> <p>しかしながら、生徒の皆さんが安全・安心で快適な学校生活を過ごすためには、トイレ改修工事は必要であることから、財源確保のため国へ補助金申請を継続して行ったところ、平成 31 年 3 月に補助金内定について通知があったことから、本年度に着工できるよう現在、発注手続きを進めているところです。</p> <p>最後に学校プール開放事業については、プールの監視業務に必要な法定時間の警備員教育を受けた監視員の人員確保が困難であるため、平成 29 年度をもって廃止とさせていただきます。</p> <p>しかしながら、市としましては、より子どもたちが安全に水遊びを楽しめるよう市民</p>

プールのスライダー改修工事を行いましたので市内外かかわらず多くの子供たちに市民プールを活用していただければと考えております。

今後も子供たちの教育環境の改善に努めてまいりますので御理解いただきますようお願い申し上げます。

(関係課：環境課、教育総務課、財政課)